



児童扶養手当の制度改正

「こども未来戦略」(令和 5 年 1 2 月 2 2 日閣議決定)に基づき、児童扶養手当法が改正され、令和 6 年 1 1 月分(令和 7 年 1 月支給分)から、所得制限限度額及び第 3 子以降の児童に係る加算額の引上げが行われます。

この制度改正に伴い、これまで所得制限により手当を受給できなかった方も、新たに受給できる可能性がありますので、対象になると思われる方は、お住まいの区・支所子どもはぐくみ室(京北地域の方は京北出張所保健福祉第一担当)まで御相談ください。

<児童扶養手当とは…>

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、18歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども等を監護しているひとり親家庭の親等に対し支給される手当です。

1 拡充内容

(1) 受給資格者本人の所得制限限度額の引上げ

扶養親族等の人数	全部支給		一部支給	
	現行	拡充後	現行	拡充後
0 人	490,000 円	<u>690,000 円</u>	1,920,000 円	<u>2,080,000 円</u>
1 人	870,000 円	<u>1,070,000 円</u>	2,300,000 円	<u>2,460,000 円</u>
2 人	1,250,000 円	<u>1,450,000 円</u>	2,680,000 円	<u>2,840,000 円</u>
3 人	1,630,000 円	<u>1,830,000 円</u>	3,060,000 円	<u>3,220,000 円</u>
4 人	2,010,000 円	<u>2,210,000 円</u>	3,440,000 円	<u>3,600,000 円</u>
5 人	2,390,000 円	<u>2,590,000 円</u>	3,820,000 円	<u>3,980,000 円</u>

※ 配偶者、扶養義務者の所得制限限度額は据置き

(2) 第 3 子以降の児童に係る加算額の引上げ

		現行	拡充後
本体額	全部支給	45,500 円	45,500 円
	一部支給	45,490 円～10,740 円	45,490 円～10,740 円
第 2 子加算額	全部支給	10,750 円	10,750 円
	一部支給	10,740 円～5,380 円	10,740 円～5,380 円
第 3 子以降加算額	全部支給	6,450 円	<u>10,750 円</u>
	一部支給	6,440 円～3,230 円	<u>10,740 円～5,380 円</u>

2 実施時期

令和6年11月1日（金） ※ 令和7年1月支給分から

3 申請方法等

(1) 現時点で児童扶養手当の認定請求をされていない場合

令和6年10月1日から10月31日までに、お住まいの区・支所子どもはぐくみ室（京北地域の方は京北出張所）で認定請求手続きを行ってください。

※ 11月以降も請求は可能ですが、認定請求された月の翌月分から支給対象となりますので、制度改正後の支給額のうち一部が受給できない可能性があります。

＜持参していただくもの＞

- ・ 請求者と対象児童の戸籍謄本
- ・ 請求者本人名義の預金通帳（通名不可）
- ・ 個人番号確認書類及び本人確認書類（マイナンバーカード等）

※ ほかに書類が必要となる場合がありますので、事前に窓口で御相談ください。

※ 外国人の方の場合は上記と異なりますので、事前に窓口で御相談ください。

(2) 現時点で児童扶養手当の認定請求をされている（支給額が0円の方を含む）場合 特に手続きは不要です。

4 問合せ先

お住まいの区・支所子どもはぐくみ室 子育て推進担当
（京北地域の方は京北出張所保健福祉第一担当）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000134951.html>

受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝日を除く）



5 その他

児童扶養手当制度の詳細については、ホームページを御確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000205741.html>

